

年度 上場株式等の配当・譲渡等の選択課税申告

知立市長 殿

年 月 日

納税義務者 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____
通知書（宛名）番号※ _____

※印はわかる場合のみ記載してください。

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

			配当割額・ 譲渡所得割額
上場株式等の 配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得等			円

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

(1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。

- ① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告不要とします。
(※上記①の場合、令和3年分以降の確定申告書第2表の所定の欄に「○」を付すことで申告することもできます。)
- ② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下のとおりとします。

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額およびその所得に対する配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する 上場株式等の所得額	配当割額・ 譲渡所得割額
上場株式等の 配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

3 住民税の繰越損失額

申告不要とした損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	円
上場株式等の 譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	円
	翌年以降に繰り越される損失額	円

※申告不要とした場合、損失分に関しましては翌年以降に繰り越しはできません。

4 注意点

この書類の提出にあたり、「特定口座の年間取引報告書」等の添付(写しでも可)が必要です。原則として、当該年度の申告期限までにこの申告をすることが必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される日までは有効です。

※記載誤り等により、上場株式等の所得と判断ができなかった場合には、確定申告のとおり課税する可能性があります。

上場株式等の配当・譲渡等の選択課税申告について

この申告書は上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得について、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することを希望する際に提出が必要となります。なお、確定申告書(令和3年分以降)第2表で申告不要欄に「○」を付すことで申告できる場合があります。詳しくはお問合せください。

- 1 申告に必要な書類 (1)市民税・県民税申告書 (2)上場株式等の配当・譲渡等の選択課税申告 (3)年間取引報告書・支払所得等の内容が分かるもの(写)
- 2 申告期限 その年度の納税通知書が送達される日までに、上記1の(1)・(2)・(3)を提出しなければ、所得税と異なる課税方式を選択することができませんのでご注意ください。
- 3 上場株式等の配当・譲渡等の選択課税申告 **記載例**

年度 上場株式等の配当・譲渡等の選択課税申告

知立市長 殿

納税義務者

納税義務者等の情報を記載してください。

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

		配当割額・譲渡所得割額	
上場株式等の配当所得等	総合課税	100,000円	5,000円
	分離課税	100,000円	5,000円
上場株式等の譲渡所得等		100,000円	5,000円

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

(1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。

① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告不要とします。

② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の通りとします

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額およびその所得に対する配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する上場株式等の所得額	配当割額・譲渡所得割額
上場株式等の配当所得等	総合課税	円	円
	分離課税	100,000円	5,000円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

3 住民税の繰越損失額

申告不要とした損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	100,000円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	円
	翌年以降に繰り越される損失額	600,000円

1 確定申告の際に申告した上場株式等の配当・譲渡等の所得金額および住民税の配当割額・譲渡所得割額について記入してください。
※特定口座(源泉徴収あり)に限ります。
 (例) 上場株式等の配当所得(総合) A口座: 100,000円
 上場株式等の配当所得(分離) B口座: 100,000円
 上場株式等の譲渡所得 C口座: 100,000円

2 住民税で申告する部分について
 (1) 上場株式等の配当・譲渡等の所得金額について、住民税での取り扱いを、①か②のどちらかを選択してください。
 (2) ②を選択した場合は、住民税で申告する所得額および申告した所得に対する住民税の配当割額・譲渡所得割額を記入してください。
 (例) 上場株式等の配当所得(総合) A口座: 申告不要
 上場株式等の配当所得(分離) B口座: 100,000円
 上場株式等の譲渡所得 C口座: 申告不要

3 所得税と住民税で異なる課税方式を選択したことにより、翌年度の繰越損失額が異なる場合に住民税の繰越損失額を記入してください。その際は、過年との整合性を確認してください。
※申告不要とした場合、翌年に繰り越される損失額がなくなります。
 (例) 前年からの繰越損失額が700,000円の場合

住民税
 本年から差し引く繰越損失額(配当所得) A口座: 100,000円
 本年から差し引く繰越損失額(譲渡所得) B口座: なし
 翌年以降に繰り越される損失額 C口座: 600,000円

所得税
 本年から差し引く繰越損失額(配当所得) A口座: 100,000円
 本年から差し引く繰越損失額(譲渡所得) B口座: 100,000円
 翌年以降に繰り越される損失額 C口座: 500,000円

※この例では、所得税と住民税で翌年以降に繰り越される損失額が異なります。このような場合は翌年以降の申告の際に注意してください。

4 注意点もご一読ください。

※申告不要とした場合、損失分に関しては翌年以降に繰り越すはできません。

4 注意点
 この書類の提出にあたり、「特定口座の年間取引報告書」等の添付(写しでも可)が必要です。原則として、当該年度の申告期限までにこの申告をすることが必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される日までは有効です。
 ※記載誤り等により、上場株等の所得と判断ができなかった場合には、確定申告のとおり課税する可能性があります。